

第23号議案

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「」を「及び」に改め、同条の表を次のように改める。

教育推進部

教育総務課

学校運営課

学校施設課

教育指導課

児童課

第五条の表学務課の部中「学務課」を「学校運営課」に改め、同部の次に次のように加える。

学校施設課

課務担当主査

第五条の表児童青少年課の部中「児童青少年課」を「児童課」に改め、同部青少年係の項を削る。

第七条の表学務課の部中「学務課」を「学校運営課」に改め、

「課務担当主査

- 一 区立学校、区立幼稚園その他の学校施設（以下「学校施設等」という。）の建設計画に関する事。
- 二 学校施設等の維持管理及び保全に関する事。
- 三 学校施設等の営繕工事に関する事。

同部中

- 四 校具及び教材の整備に関する事。
- 五 校舎使用に関する事。
- 六 学校施設等の敷地の設定及び変更に関する事。
- 七 教育財産の取得及び処分との連絡調整に関する事。
- 八 その他学校施設等に関する事。

「課務担当主査

- を削り、
- 一 区立学校及び区立幼稚園の保健衛生に関する事。
 - 二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
 - 三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
 - 四 健康教育に関する事。
- を

「課務担当主査

- 一 区立学校及び区立幼稚園の保健衛生に関する事。
- 二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- 四 健康教育に関する事。

課務担当主査

- 一 区立学校のICT環境の整備及び運用に関する事。

学校施設課

課務担当主査

- 一 区立学校、区立幼稚園その他の学校施設（以下「学校施設等」という。）の建設計画に関する事。

- 二 学校施設等の維持管理及び保全に関すること。
- 三 学校施設等の営繕工事に関すること。
- 四 校具及び教材の整備に関すること。
- 五 校舎使用に関すること。
- 六 学校施設等の敷地の設定及び変更に関すること。
- 七 教育財産の取得及び処分 of 連絡調整に関すること。
- 八 その他学校施設等に関すること。

に改め、同表児童青少年課の部を次のように改める。

児童課

児童係

- 一 児童館運営及び育成室事業に関すること。
- 二 課内他の係に属しないこと。

課務担当主査

- 一 公設民営育成室事業に関すること。

課務担当主査

- 一 放課後事業に関すること。

課務担当主査

- 一 育成室の整備に関すること。
- 二 東京都認証学童クラブの誘致並びに整備及び運営に係る助成に関すること。
- 三 育成室の開設に係る公有地等の活用に関すること。

第八条第二項の表中「学務課」を「学校施設課」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

文京区教育局処務規則（平成四年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区教育局処務規則</p> <p style="text-align: right;">平成四年三月七日 文教委規則第三号</p> <p>第一条（略） （教育局分課）</p> <p>第二条 教育局に次の部及び課を置く。</p> <p>教育推進部</p> <p> 教育総務課</p> <p> <u>学校運営課</u></p> <p> <u>学校施設課</u></p> <p> 教育指導課</p> <p> <u>児童課</u></p> <p>第三条～第四条（略） （係等の設置）</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。</p> <p> 教育総務課（略）</p> <p> <u>学校運営課</u></p> <p> 学事係</p>	<p>○文京区教育局処務規則</p> <p style="text-align: right;">平成四年三月七日 文教委規則第三号</p> <p>第一条（略） （教育局分課）</p> <p>第二条 教育局に次の部、<u>課</u>を置く。</p> <p>教育推進部</p> <p> 教育総務課</p> <p> <u>学務課</u></p> <p> <u>（新設）</u></p> <p> 教育指導課</p> <p> <u>児童青少年課</u></p> <p>第三条～第四条（略） （係等の設置）</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。</p> <p> 教育総務課（略）</p> <p> <u>学務課</u></p> <p> 学事係</p>

課務担当主査

学校施設課

課務担当主査

教育指導課（略）

児童課

（削除）

児童係

課務担当主査

（係長等）

第六条（略）

（教育推進部各課及び係の分掌事務）

第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課（略）

学校運営課

学事係

- 一 区立学校及び区立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）の設置及び廃止に関すること。
- 二 児童生徒の就学及び転退学並びに園児の就園に関すること。
- 三 区立学校及び区立幼稚園の学級編制に関すること。
- 四 児童生徒の就学援助等に関すること。

課務担当主査

（新設）

教育指導課（略）

児童青少年課

青少年係

児童係

課務担当主査

（係長等）

第六条（略）

（教育推進部各課及び係の分掌事務）

第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課（略）

学務課

学事係

- 一 区立学校及び区立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）の設置及び廃止に関すること。
- 二 児童生徒の就学及び転退学並びに園児の就園に関すること。
- 三 区立学校及び区立幼稚園の学級編制に関すること。
- 四 児童生徒の就学援助等に関すること。

- 五 移動教室に関する事。
- 六 教科書の給与に関する事。
- 七 課内他の係に属しない事。

(削除)

課務担当主査

- 一 給食指導に関する事。

課務担当主査

- 一 区立学校の学校給食無償化及び無償化の対象外となる児童生徒等に係る給付金に関する事。
- 二 学校給食費の公会計制度に関する事。

課務担当主査

- 一 区立学校及び区立幼稚園の保健衛生に関する事。

- 五 移動教室に関する事。
- 六 教科書の給与に関する事。
- 七 課内他の係に属しない事。

課務担当主査

- 一 区立学校、区立幼稚園その他の学校施設（以下「学校施設等」という。）の建設計画に関する事。
- 二 学校施設等の維持管理及び保全に関する事。
- 三 学校施設等の営繕工事に関する事。
- 四 校具及び教材の整備に関する事。
- 五 校舎使用に関する事。
- 六 学校施設等の敷地の設定及び変更に関する事。
- 七 教育財産の取得及び処分連絡調整に関する事。
- 八 その他学校施設等に関する事。

課務担当主査

- 一 給食指導に関する事。

課務担当主査

- 一 区立学校の学校給食無償化及び無償化の対象外となる児童生徒等に係る給付金に関する事。
- 二 学校給食費の公会計制度に関する事。

課務担当主査

- 一 区立学校及び区立幼稚園の保健衛生に関する事。

- 二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- 三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- 四 健康教育に関すること。

課務担当主査

- 一 区立学校のICT環境の整備及び運用に関すること。

学校施設課

課務担当主査

- 一 区立学校、区立幼稚園その他の学校施設（以下「学校施設等」という。）の建設計画に関すること。
- 二 学校施設等の維持管理及び保全に関すること。
- 三 学校施設等の営繕工事に関すること。
- 四 校具及び教材の整備に関すること。
- 五 校舎使用に関すること。
- 六 学校施設等の敷地の設定及び変更に関すること。
- 七 教育財産の取得及び処分連絡調整に関すること。
- 八 その他学校施設等に関すること。

教育指導課（略）

児童課

（削除）

- 二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- 三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- 四 健康教育に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

教育指導課（略）

児童青少年課

青少年係

- 一 青少年の健全育成及び青少年問題協議会に関すること。

児童係

- 一 児童館運営及び育成室事業に関する事。
- 二 課内他の係に属しない事。

課務担当主査

- 一 公設民営育成室事業に関する事。

課務担当主査

- 一 放課後事業に関する事。

(削除)

(削除)

課務担当主査

- 一 育成室の整備に関する事。
- 二 東京都認証学童クラブの誘致並びに整備及び運営に係る助成に関する事。
- 三 育成室の開設に係る公有地等の活用に関する事。

第八条 (略)

- 2 教育機関の組織上の所属は、次の表のとおりとする。

二 課内他の係に属しない事。

児童係

- 一 児童館運営及び育成室事業に関する事。
- (新設)

課務担当主査

- 一 放課後事業に関する事。

課務担当主査

- 一 育成室の整備に関する事。
- 二 都型学童クラブの誘致並びに整備及び運営に係る助成に関する事。
- 三 育成室の開設に係る公有地等の活用に関する事。

課務担当主査

- 一 公設民営育成室事業に関する事。
- (新設)

(新設)

第八条 (略)

- 2 教育機関の組織上の所属は、次の表のとおりとする。

所属		教育機関	
教育推進部	学校施設課		柏学園
		教育センター	
		真砂中央図書館	

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

所属		教育機関	
教育推進部	学務課		柏学園
		教育センター	
		真砂中央図書館	

(新設)